



島根県報

令和8年7月10日（金）

第 7 3 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（防災危機管理課） 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者福祉課） 3

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（ ） 3

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出（ ） 4

指定施業要件の変更予定保安林（2件）（森林整備課） 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）（中小企業課） 5

【収用委告示】

公示送達 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第44号）

- 1 規則の概要
- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第 3 条―第 5 条・第 7 条・第10条の 3・第11条・第13条・第14条・第14条の 3・第14条の 4・第26条関係）

(2) その他規定の整理
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「360円」を「370円」に改める。

第 4 条第 3 項第 2 号中「7, 089, 000円」を「7, 259, 000円」に改める。

第 5 条第 2 項中「1, 390円」を「1, 480円」に改める。

第 7 条第 3 項第 1 号の表中

「

円	円	円	円	円	円
20, 300	26, 100	38, 700	46, 200	58, 500	8, 500
円	円	円	円	円	円
33, 700	43, 500	60, 600	70, 900	89, 300	12, 300

を

「

円	円	円	円	円	円
20, 900	26, 900	39, 900	47, 600	60, 300	8, 800
円	円	円	円	円	円
34, 700	44, 800	62, 500	73, 100	92, 100	12, 700

に改め、同項第 2 号の表中

「

円	円	円	円	円	円
6, 700	8, 900	13, 400	16, 300	20, 500	2, 900
円	円	円	円	円	円
10, 700	14, 000	19, 900	23, 600	29, 800	3, 900

を

」

「

円 6,900	円 9,200	円 13,800	円 16,800	円 21,100	円 3,000
円 11,000	円 14,400	円 20,500	円 24,300	円 30,700	円 4,000

に改める。

」

第10条の3第2項中「一世帯」を「1世帯」に、「53,900円」を「56,400円」に改める。

第11条第2項第1号中「739,000円」を「757,000円」に改め、同項第2号中「358,000円」を「367,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「5,500円」を「5,800円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「6,300円」を「6,600円」に改める。

第14条第3項中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改める。

第14条の3第3項第1号中「3,700円」を「3,800円」に改め、同項第2号イ中「5,900円」を「6,100円」に改める。

第14条の4第2項中「143,900円」を「148,600円」に改める。

第26条第1号ア中「22,100円」を「22,500円」に改め、同号イ中「16,300円」を「16,800円」に改め、同号ウ中「15,300円」を「15,900円」に改め、同号エ中「15,200円」を「15,900円」に改め、同号オ中「15,600円」を「16,100円」に改め、同号カ中「25,400円」を「27,800円」に改め、同号キ中「23,500円」を「24,500円」に改め、同号ク中「25,500円」を「28,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすなろ 会	訪問看護	あすなろ訪問看護ス	出雲市白枝町278-8	令和8年7月1日
	介護予防訪問看護	テーション		

島根県告示第425号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 川本福 祉会	通所介護	やすらぎ荘通所介護 事業所	邑智郡川本町大字因原 570-1	令和8年7月31日

島根県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ラッシュ	訪問看護	訪問看護ステーション彩雲	出雲市高岡町388-1	令和8年7月31日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第427号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第428号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町日貫3855-5

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日貫3855－5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号
- (3) 変更した事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1－5－1	古澤 康之	
（有）森山園	島根県松江市東朝日町267－4	森山 浩吉	
（有）メガネのモチダ	島根県松江市乃白町3番地3さんさんビル1階	持田 裕子	
（株）東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1－48－14	木山 剛史	
（有）ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1－5－88	仙田 道生	令和8年3月31日退店
（株）タツミヤ	東京都八王子市暁町1－32－13	指田 努	令和8年2月20日退店
（株）めのや	島根県松江市玉湯町湯町1755－1	新宮 寛人	
（株）川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 朋弘	
（株）ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号	杉本 英輔	令和8年2月20日退店
（株）永江印祥堂	島根県松江市矢田町250－63	数原 英一郎	
（株）ヘンミ	香川県高松市丸亀町9－1	逸見 俊輔	

(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	保元 道宣	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	福田 三千男	
オルビス (株)	東京都品川区平塚2-1-14	小林 琢磨	
(株) ヴィレージヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	令和7年9月30日退店
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
木次乳業 (有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 毅史	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	令和7年8月3日退店
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717-1	黒瀬 友和	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	藤樹 潤	
(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町3丁目5-6 ナカヒロビル6階	石井 美耶子	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	野口 実	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次	
(株) 手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448-1	畑 陽介	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11番34号	滝 信良	
(株) キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2-21-1	城戸 一弥	
(株) ファンケル	神奈川県横浜市山下町89-1	島田 和幸	令和8年2月27日退店
コスメーム (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中島 裕子	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
イオンエンターテイメント (株)	東京都港区台場二丁目3番1号トレードピアお台場10階	藤原 信幸	
パセリエンタープライズ (株)	滋賀県長浜市落合町645	松本 規義	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	古澤 康之	
（有）森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
（有）メガネのモチダ	島根県松江市乃白町3番地3さんさんビル1階	持田 裕子	
（株）東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
（株）めのや	島根県松江市玉湯町湯町1755-1	新宮 寛人	
（株）川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 朋弘	
（株）永江印祥堂	島根県松江市矢田町250-63	数原 英一郎	
（株）ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 俊輔	
（有）すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
（株）オンワード樞山	東京都中央区日本橋3-10-5	保元 道宣	
（株）アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	北村 嘉輝	令和7年9月1日代表者変更
オルビス（株）	東京都品川区平塚2-1-14	山口 裕絵	令和8年3月1日代表者変更
（株）ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
（有）桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	
（株）福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
（株）彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	
（株）フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
（株）ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
木次乳業（有）	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 毅史	
（株）ジュー	山口県山口市佐山10717-1	黒瀬 友和	
（株）ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介	
菅田（株）	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
（株）アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	藤樹 潤	
（株）ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	
（株）CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町3丁目5-6 ナカヒロビル6階	石井 美耶子	
（株）エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	野口 実	
（株）オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
（株）宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次	
（株）手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448-1	畑 陽介	
（株）キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫	
（株）ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11番34号	滝 信良	

(株) キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2-21-1	城戸 一弥	
コスメーム (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中島 裕子	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
イオンエンターテイメント (株)	東京都港区台場二丁目3番1号トレード ピアお台場10階	藤原 信幸	
パセリエンタープライズ (株)	滋賀県長浜市落合町645	松本 規義	
(株) 新正設備	島根県松江市東津田町1978番2	田部 正樹	令和8年4月1 日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年6月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

島根県告示第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ出雲店 島根県出雲市渡橋町911番3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村 達也 東京都港区浜松町二丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷 敏成

(変更後) オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村 達也

(4) 変更の年月日

令和8年1月1日

2 届出年月日

令和8年6月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

令和8年7月10日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 送達すべき書類

令和8年6月29日付け更正決定書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）原田浅吉の相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 （亡）大屋 サチ子 相続財産法人

相続財産清算人 不明

住所 不明

ただし、最後の住所 福岡県春日市平田台一丁目138番地2 グッドタイムホーム2・春日

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和8年7月31日をもって送達があったものとみなされる。